

## 第5章 計画の推進体制、進行管理

### 1. 計画の推進体制

市民、自治会、校区自治協議会をはじめ、NPO・ボランティア、学校、事業者などの多様な主体と行政が連携・協働して本計画を推進していくために、関係づくりをはじめ、話し合う場づくり、環境保全活動の機会や場づくりなど、環境施策を総合的に推進できる体制の整備を図ります。計画の推進には取り扱う課題の内容によって、個別エリア、個別テーマでの取り組みが必要となるものもあるため、体制づくりはその都度、活動に関わるステークホルダー（利害関係者）等を考慮の上、随時検討するものとします。

以下の組織は、計画の推進のために特に重要な役割を果たします。

#### (1) 市民、NPO・ボランティア、事業者とのパートナーシップによる推進体制

##### 1) エリア型<sup>※1</sup>

市民、自治会、校区自治協議会、学校、事業者等は、市及びNPO・ボランティアと連携・協力しながら、地域の環境保全活動の担い手となっていきます。

※1 NPO・ボランティア組織を、なりたち、目的の違いによって区分したものの。エリア型は、自治会・町内会・PTAなど、居住地域を対象とした組織。

##### 2) テーマ型<sup>※2</sup>

NPO・ボランティアは、市、市民、自治会、校区自治協議会、学校、事業者等と連携・協力しながら、環境保全活動のリーダー的役割を果たしていきます。

※2 テーマ型は、NPO・ボランティア、スポーツクラブなど特定の目的で集まった組織。

#### (2) 行政（市）内部の推進体制

##### 1) 太宰府市環境基本計画推進委員会

環境の分野は多岐にわたるため、庁内各部局による横断的組織として「太宰府市環境基本計画推進委員会」を設置しています。

この委員会において、庁内各部局が持つ専門的知識や情報などを環境の保全・創造に生かすための協議などを行います。また、毎年、計画推進状況をチェックし、公表などを行います。

##### 2) 市経営会議

景観・歴史関連など市の全計画の横断的調整を市経営会議が行います。

（構成メンバー：市長、副市長、教育長、各部長）

### (3) 行政（市）外部の推進体制

#### 1) 太宰府市環境審議会※

太宰府市環境審議会は、毎年、太宰府市環境基本計画推進委員会から、計画推進状況についての年次報告を受け、それを評価し、改善のための助言を行います。

また、環境基本条例に掲げた事項の審議のため、必要に応じて開催します。

※ 太宰府市環境審議会規則に基づいて設置された市の附属機関。10人の委員で組織され、任期は2年。

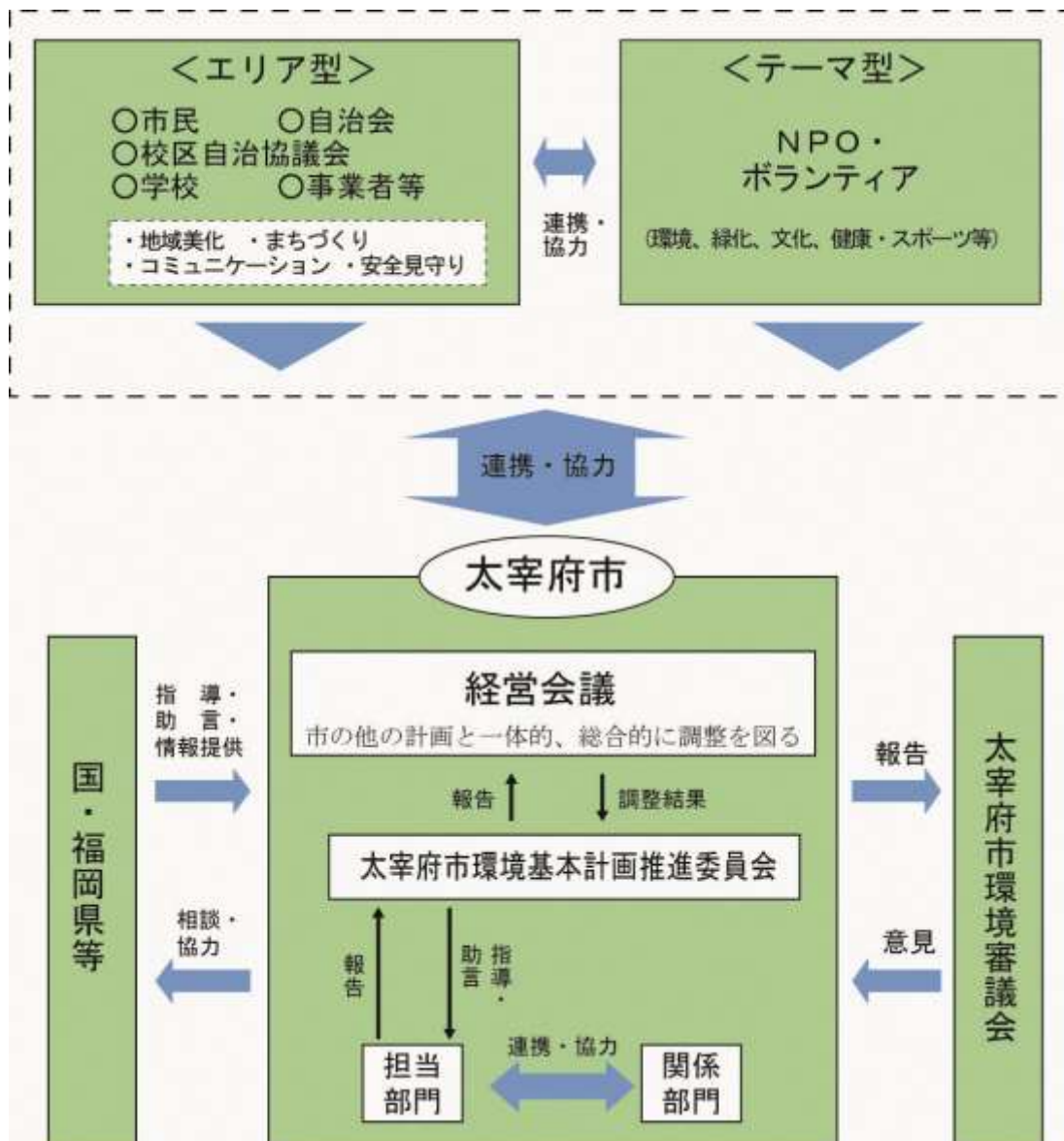


図 18 推進体制図

## 2. 進行管理の方法

本計画の実施状況と市の環境の状況を定期的に点検し、その結果に基づき取組内容の充実・改善を図っていきます。そのために、P D C Aサイクルの考え方に基づき、計画の立案（P L A N）、計画の実施（D O）、点検・評価（C H E C K）、見直し（A C T I O N）という流れを継続して繰り返し、進行管理を着実にを行います。

具体的には、太宰府市環境基本計画推進委員会が、毎年、環境施策や事業の進捗状況等についての年次報告書（点検結果レポート）を取りまとめ、太宰府市環境審議会に報告し、環境審議会は報告に対して助言などを行います。

また、環境審議会報告後、ホームページにて公表します。

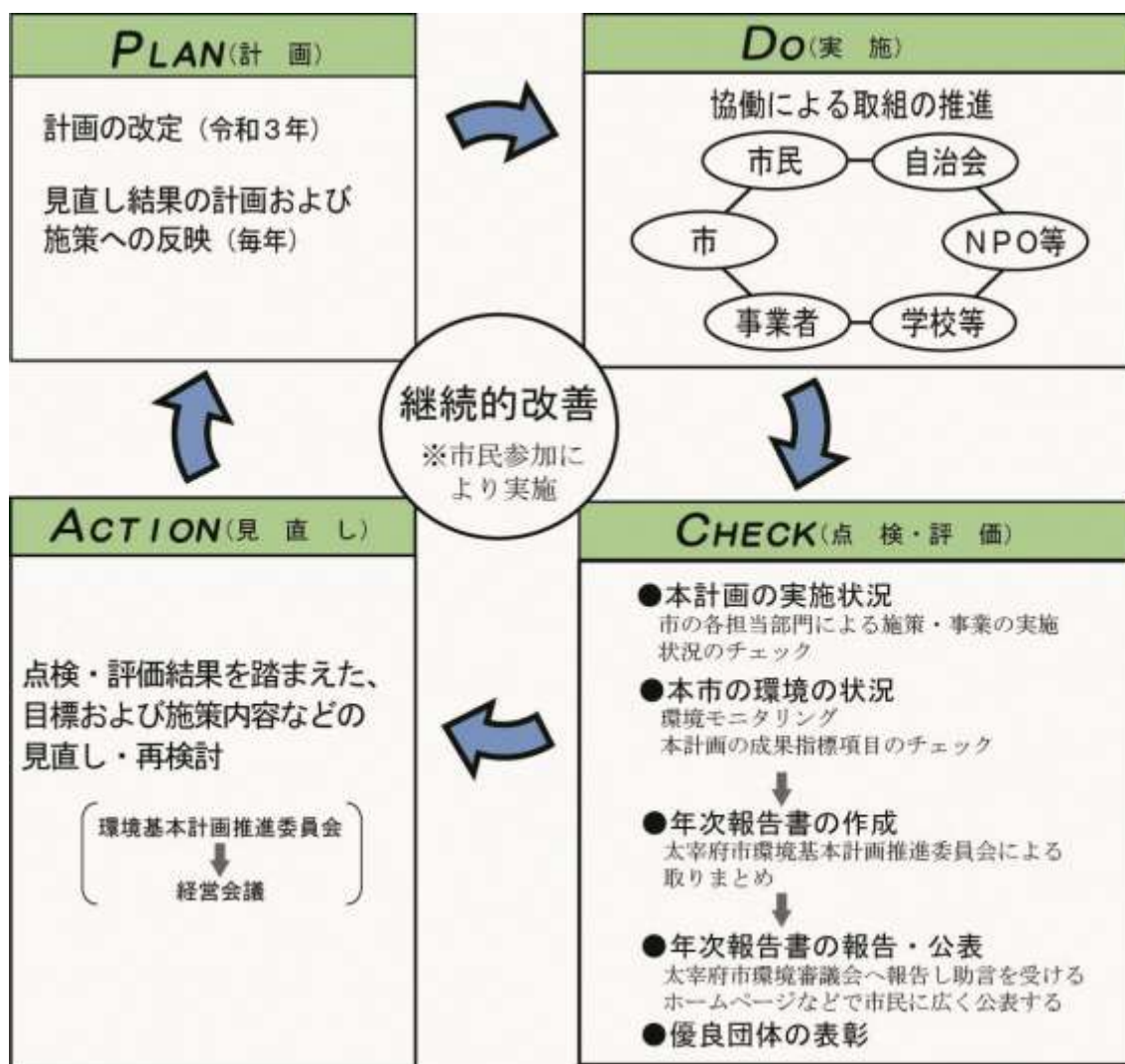


図 19 P D C Aサイクルによる進行管理